業務名（業務コード）　輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）　端末仕様（参考）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｙ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	ＥＬ	Ｒ	履歴	ＰＭ	既定値
1		入力共通項目		an	398			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M								
2		申告等番号	ICN	an	11			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M								
3		大額・少額識別	LS	an	1			M	M	M	M	M	M		M	X	M	M	M	M	M			L：大額 S：少額					
4		申告等種別コード	ICB	an	1			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M			C：輸入申告（申告納税） F：輸入申告（賦課課税） Y：輸入申告（少額関税無税）（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） H：輸入（引取）申告 N：特例委託輸入（引取）申告 J：輸入（引取・特例）申告 P：特例委託輸入（引取・特例）申告 T：特例申告 V：特例委託特例申告 S：蔵入承認申請 M：移入承認申請 A：総保入承認申請 G：展示等申告 K：蔵出輸入申告（申告納税） D：蔵出輸入申告（賦課課税） U：移出輸入申告（申告納税） L：移出輸入申告（賦課課税） B：総保出輸入申告（申告納税） E：総保出輸入申告（賦課課税）					
5		申告先種別コード	IC1	an	1			C	C	C	X	C	C		C	C	C	C	X	C	C			R：緊急通関貨物（税関の同一官署内の特通部門に申告する貨物） T：特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）					
6		申告貨物識別	IC2	an	1			C	C	C	X	C	C		C	C	C	C	X	C	C			S：ＳＰ貨物（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） B：ＯＢＣ貨物（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） L：外交官貨物 X：ＭＤＡ貨物（申告等種別「Ｃ」のみ入力可） E：ＥＭＳ H：航空郵便物 M：海上郵便物（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳのみ入力可） U：ＳＡＬ					
7		識別符号	SKB	an	1			C	C	C	X	C	C		C	M	C	C	X	C	C			１：個人から個人宛の貨物 ２：その他					
8		あて先官署コード	CH	an	2			F	F	F	~	F	F		F	F	F	F	~	F	F		税関官署コード						
9		あて先部門コード	CHB	an	2			F	F	F	~	F	F		F	F	F	F	~	F	F		申告先部門コード	あて先部門を指定する場合に入力					
10		特例申告あて先官署コード	CHH	an	2			X	F	F	F	X	X		X	X	F	F	F	X	X		税関官署コード	各税関の本関以外の官署で輸入（引取）申告を行い、かつ当該輸入（引取）申告に係る特例申告を本関にて行う場合、本関の税関官署コードを入力					
11		特例申告あて先部門コード	CHT	an	2			X	F	F	F	X	X		X	X	F	F	F	X	X		申告先部門コード	特例申告先部門コードを指定する場合に入力					
12		申告等予定年月日	ICD	n	8			F	F	F	X	F	F	システム日	F	F	F	F	X	F	F	システム日		下記の条件を満たすこと システム日≦申告等予定年月日≦税額計算用為替レートの適用最終日					
13		輸入者コード	IMC	an	12			C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C		輸出入者コード	（１）無符号輸入者の場合、入力不要 （２）先頭８桁で入力した場合は、システムで後４桁に「００００」を補完する （３）申告等種別「Ｈ」、「Ｊ」または「Ｔ」の場合は、必須入力					
14		輸入者名	IMN	an	70			F	F	F	F	F	F	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		システムに登録されていない輸入者の場合に入力					
15		郵便番号	IMY	an	7			C	C	C	C	C	C	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）ハイフンを除いた７桁を入力 （２）システムから補完される郵便番号が、申告すべき住所の郵便番号と異なる場合に入力					
16		住所１（都道府県）	IMA	an	15			F	F	F	F	F	F	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所１（都道府県）が、申告すべき住所１（都道府県）と異なる場合に入力					
17		住所２（市区町村（行政区名））	IM2	an	35			F	F	F	F	F	F	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所２（市区町村（行政区名））が、申告すべき住所２（市区町村（行政区名））と異なる場合に入力					
18		住所３（町域名・番地）	IM3	an	35			F	F	F	F	F	F	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所３（町域名・番地）が、申告すべき住所３（町域名・番地）と異なる場合に入力					
19		住所４（ビル名ほか）	IM4	an	70			C	C	C	C	C	C	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）システムから補完されない場合に入力 （２）システムから補完される住所４（ビル名ほか）が、申告すべき住所４（ビル名ほか）と異なる場合に入力 （３）住所３（町域名・番地）欄で、輸入者の住所を入力しきれない場合は当該項目に入力					
20		輸入者電話番号	IMT	an	11			F	F	F	F	F	F	1)国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード） 2)貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	国内用輸出入者ＤＢ（輸入者コード）		（１）ハイフンを除いて入力 （２）システムから補完されない場合に入力 （３）システムから補完される輸入者電話番号が、申告すべき輸入者電話番号と異なる場合に入力					
21		通関予定蔵置場コード	ST	an	5			M	M	M	~	M	M		M	M	M	M	~	M	M		保税地域コード	（１）一括申告する場合または複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は代表する通関予定蔵置場を入力 （２）コンテナ扱いで通関する場合、ＣＹに対応する通関予定蔵置場であること					
22		一括申告等識別	IKY	an	1			C	C	C	~	C	X		X	X	X	X	X	X	X			（１）一括申告する場合または分散蔵置の場合に、貨物形態に応じてコードを入力 Ｃ：コンテナ貨物のみ Ｍ：コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物とが混在 Ｌ：コンテナ詰めされていない貨物のみ （２）「通関予定蔵置場コード」欄に以下の保税地域コードの入力がある場合は、入力不可 ①本船・ふ中に係る保税地域コード ②到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コード ③貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コード					
23		申告等予定者コード	ICC	an	5			F	F	F	X	F	F	入力者	F	F	F	F	X	F	F	入力者	利用者コード	通関業者であること					
24		輸入取引者コード	NMC	an	12			C	C	C	~	X	C		C	X	C	C	~	X	C		輸出入者コード	（１）輸入者コードに限定申告者の入力があった場合にのみ輸入取引者（インボイス等に記載された荷受人）をコード入力 （２）無符号輸入取引者の場合、入力不要 （３）先頭８桁で入力した場合は、システムで後４桁に「００００」を補完する					
25		輸入取引者名	NMN	an	70			C	C	C	~	X	C	国内用輸出入者ＤＢ（輸入取引者コード）	C	X	C	C	~	X	C	国内用輸出入者ＤＢ（輸入取引者コード）		システムに登録されていない輸入取引者の場合または輸入取引者がコード化されていない場合に、輸入取引者等の名称を入力					
26		仕出人コード	EPC	an	12			C	C	C	~	C	C		C	C	C	C	~	C	C		輸出入者コード	無符号仕出人の場合、入力不要					
27		仕出人名	EPN	an	70			F	F	F	~	F	F	1)海外用輸出入者ＤＢ 2)輸入包括評価申告ＤＢ	F	F	F	F	~	F	F	1)海外用輸出入者ＤＢ 2)輸入包括評価申告ＤＢ		（１）システムから補完される仕出人名が、申告すべき仕出人名と異なる場合に入力 （２）補完されない場合は必須入力					
28		住所１（Street and number/P.O.BOX）	EPA	an	35			F	F	F	F	F	F	海外用輸出入者ＤＢ	F	F	F	F	F	F	F	海外用輸出入者ＤＢ		（１）システムから補完される住所１（Street and number/P.O.BOX）が、申告すべき住所１（Street and number/P.O.BOX）と異なる場合に入力 （２）補完されない場合は必須入力					
29		住所２（Street and number/P.O.BOX）	EP2	an	35			C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ		システムから補完される住所２（Street and number/P.O.BOX）が、申告すべき住所２（Street and number/P.O.BOX）と異なる場合に入力					
30		住所３（City name）	EP3	an	35			C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ		システムから補完される住所３（City name）が、申告すべき住所３（City name）と異なる場合に入力					
31		住所４（Country sub-entity.name）	EP4	an	35			C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ		システムから補完される住所４（Country sub-entity.name）が、申告すべき住所４（Country sub-entity.name）と異なる場合に入力					
32		郵便番号（Postcode identification）	EPY	an	9			C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	海外用輸出入者ＤＢ		システムから補完される郵便番号（Postcode identification）が、申告すべき郵便番号（Postcode identification）と異なる場合に入力					
33		国名コード（Country.coded）	EP0	an	2			C	C	C	C	C	C	1)海外用輸出入者ＤＢ 2)輸入包括評価申告ＤＢ	C	C	C	C	C	C	C	1)海外用輸出入者ＤＢ 2)輸入包括評価申告ＤＢ	国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁）	（１）システムから補完される国名コード（Country.coded）が、申告すべき国名コード（Country.coded）と異なる場合に入力 （２）「ＪＰ」、「ＺＸ」、「ＺＹ」及び「ＺＺ」は入力不可					
34		Ｂ／Ｌ番号／ＡＷＢ番号	BL_	an	35	5		M	M	M	~	M	M		M	M	M	M	~	M	M	輸入貨物情報ＤＢ（繰返し２回目のみ）（予備申告の場合は補完しない）		（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①５桁以上であること ②一括申告する場合は、仕分けの親Ｂ／Ｌ番号を入力 ③カンマ入力がないこと ④「通関予定蔵置場コード」欄に以下の保税地域コードの入力がある場合は、複数Ｂ／Ｌ番号の入力不可 ・本船・ふ中に係る保税地域コード ・到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コード ・貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コード （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 ①繰返し１回目にＡＷＢ（ＨＡＷＢ）番号を入力 ②繰返し２回目にＭＡＷＢ番号を入力 ③繰返し３回目以降は、入力不可 ④２０桁以下であること					
35		貨物個数	NO	n	8			F	F	F	~	F	M	貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	~	F	M	輸入貨物情報ＤＢ		（１）小数点以下は入力不可 （２）個数で表現できない場合は便宜「１」を入力		○			
36		個数単位コード	NOT	an	3			M	M	M	~	M	M	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	X		包装種類コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２１号・英字）						
37		貨物重量（グロス）	GW	n	10			F	F	F	~	F	M	貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	~	F	M	輸入貨物情報ＤＢ		（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 整数部６桁まで、小数点以下第３位まで入力可 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 小数点以下第１位まで入力可		○			
38		重量単位コード（グロス）	GWT	an	3			M	M	M	~	M	M	貨物情報ＤＢ	M	M	M	M	~	M	M	輸入貨物情報ＤＢ	数量単位コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２０号・英字）	Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合は、「ＴＮＥ」の入力不可					
39		記号番号	MRK	an	140			C	C	C	~	C	C	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	X			（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること					

＜2010.02修正＞

業務名（業務コード）　輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）　端末仕様（参考）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｙ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	ＥＬ	Ｒ	履歴	ＰＭ	既定値
40		積載船舶コード	VSC	an	9			C	C	C	-	C	C	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	X			（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①航空貨物の場合は、「Ａ」を入力 ②貨物情報ＤＢに登録されている積載船舶コードが「９９９９」の場合は、必須入力 ③申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ④申告貨物識別が「Ｍ」の場合は、「Ａ」の入力不可 ⑤申告貨物識別が「Ｅ」、「Ｈ」の場合は、「Ａ」の入力不要 ⑥貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力					
41		積載船（機）名	VSN	an	35			C	C	C	-	C	C	①貨物情報ＤＢ ②船舶ＤＢ	C	C	C	C	-	C	C	輸入貨物情報ＤＢ（予歳申告の場合は補完しない）	（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①システムから補完されない場合に入力 ②システムから補完される積載船（機）名が、申告すべき船（機）名と異なる場合に入力 ③航空貨物の場合は、航空会社コード（２桁）、フライトナンバー（４桁）、スラッシュ（１桁）、日付（ＤＤＭＭＭ）の体系で入力すること ④申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ⑤貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 ①システムから補完されない場合に入力 ②通常申告または本申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ③航空会社コード（２桁）、フライトナンバー（４桁）、スラッシュ（１桁）、日付（ＤＤＭＭＭ）の体系で入力すること （例）ＡＢ０００１／０１ＪＡＮ					
42		入港年月日	ARR	n	8			C	C	C	-	C	C	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	-	C	C	輸入貨物情報ＤＢ（予歳申告の場合は補完しない）	（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 ①申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｊ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ②貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 通常申告または本申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること					
43		船（取）卸港コード	DST	an	3			F	F	F	-	F	C	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	-	C	C	輸入貨物情報ＤＢ（予歳申告の場合は補完しない）	国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁を除く３桁）	（１）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合 貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳの場合 通常申告または本申告が行われている場合で、補完されない場合は、必須入力					
44		積出地コード	PSC	an	5			F	F	F	-	F	C	貨物情報ＤＢ	F	F	F	F	-	F	C	輸入貨物情報ＤＢ	国連ＬＯＣＯＤＥ	国名コード「ＪＰ」及び「ＺＹ」は入力不可					
45		積出地名	PSN	an	20			F	F	F	-	F	C		F	F	F	F	-	F	C		国連ＬＯＣＯＤＥ（積出地コード）	コード化されていない積出地の場合に、積出地を入力					
46		貿易形態別符号	BOK	an	3			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C		貿易形態別符号	（１）統計計上を要する貨物の場合に入力 （２）ＢＰ承認後の変更事項登録の場合は変更省略可 （３）申告等種別「Ｇ」の場合は、入力不可					
47		コンテナ扱い本数	COC	n	3			C	C	C	-	C	X	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	X			（１）コンテナ扱いで通関する場合に入力 （２）コンテナ扱いで通関する場合で、システムで補完する場合は入力しない （３）コンテナ扱いで通関しない場合は、「０」を入力（システムで補完しない）			○		
48		戻税申告識別	RTD	an	1			C	X	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C			関税定率法第１９条の３（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）に係る申告を行う場合に「Ｘ」を入力					
49		輸入貿易管理令第３条等識別	WU	an	1			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			輸入管理令第３条に係る公表を行う告示に該当する場合に、その旨をコードで入力 Ｗ：ワシントン条約付属書Ⅰ～Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書等を取得している場合 Ｔ：公表を行う告示三－８（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合 Ｇ：公表を行う告示三（三－８を除く）の規定により税関に提出すべき書類がある場合 Ｋ：その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合 Ｕ：輸入貿易管理令別表第１の第２０号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合 Ｏ：その他					
50		輸入承認証添付識別	IL	an	1			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			（１）輸入承認証を添付する旨をコードで入力 Ｆ：輸入承認証（無為替） Ｉ：輸入承認証（有為替、または無為替及び有為替両方がある場合） （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、入力不可					
51		内容点検等結果	N4	an	1			C	C	C	-	C	C		C	C	C	C	-	C	C			内容点検または書類確認をした場合に、その旨をコードで入力 Ａ：異常なし Ｂ：異常あり Ｃ：確認依頼					
52		税関調査用符号	CI	an	5			C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C			税関が指示した場合に、指定されたコードを入力					
53		他法令コード	OL_	an	2	5		C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C		他法令コード	（１）関税法第７０条関係の許可承認書等を添付する場合または他法令手続の証明をシステムにより行う場合は、他法令をコードで入力 （２）同一コードの重複がないこと					
54		共通管理番号	KNO	an	10			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			（１）当該輸入申告等に係る他法令手続が既に行われ、共通管理番号を取得している場合であり、その他法令手続の証明をシステムにより行う場合に入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可					
55		食品衛生証明識別	FD	an	1			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			（１）食品衛生法に係る他法令手続の証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１届出のみの場合） ２～７：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～７届出の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合					
56		植物防疫証明識別	PL	an	1			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			（１）植物防疫法に係る他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～７：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～７申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合					
57		動物検疫証明識別	AN	an	1			C	C	C	-	C	C		C	X	C	C	-	C	C			（１）以下の他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 ①家畜伝染病予防法 ②狂犬病予防法 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～７：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～７申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合					
58		輸入承認証等識別	SS_	an	4	5		C	C	C	C	C	C		C	X	C	C	C	C	C		輸入承認証等識別コード	（１）申告等種別「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｔ」または「Ｖ」の場合は、「ＨＫＡＴ（包括審査扱い受理番号）」の入力不可 （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、以下のコードの入力不可 ①「輸入承認証番号」に係るコード ②「事前確認番号」に係るコード					
59		輸入承認証番号等	SN_	an	20	*		M	M	M	M	M	M		M	X	M	M	M	M	M								
60		インボイス識別	IV1	an	1			M	C	M	N	M	M		M	M	C	M	M	M	M			Ａ：インボイス Ｂ：インボイスに代わる書類 Ｃ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報あり） Ｄ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報なし）					
61		電子インボイス受付番号	IV2	an	10			C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C			（１）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 （２）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」以外が入力された場合は、入力不可					
62		インボイス番号	IV3	an	35			C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C								
63		インボイス価格区分コード	IP1	an	1			C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C			インボイス価格（インボイスに代わる書類による価格を含む。以下同様）の条件をコードで入力 Ａ：有償貨物についてのインボイス価格 Ｂ：無償貨物についてのインボイス価格 Ｃ：有償貨物についてのインボイス価格に、無償についての価格を加えた価格 Ｄ：上記以外の価格					
64		インボイス価格条件コード	IP2	an	3			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M		価格条件コード						
65		インボイス通貨コード	IP3	an	3			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）						
66		インボイス価格	IP4	n	18			M	X	M	M	M	M		M	M	X	M	M	M	M			（１）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （２）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可			○		

| 業務名（業務コード） | 輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１） | | |

業務名（業務コード）　輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）　端末仕様（参考）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳ）申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｙ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式	ＥＬ	Ｒ	履歴	ＰＭ	概定値
92	50	品目コード	CMD	an	9			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M			（１）実行関税率表の番号及び統計細分を続けて入力 （２）「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に「ｔ」及び「ｔ１」がある場合はＮＡＣＣＳ用の品目コードを入力 （３）関税定率法第１４条第１８号が適用される貨物に該当する場合は、税関が定めるコードを入力 （４）申告等種別「Ｙ」の場合は、先頭６桁のみを入力 （５）申告等種別「Ｈ」または「Ｎ」場合は、９桁または先頭６桁のみを入力 （６）申告等種別「Ｈ」または「Ｎ」場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が２０１，０００円以上の場合は、先頭６桁のみの入力不可 （７）申告等種別「Ｙ」、「Ｈ」及び「Ｎ」以外の場合は、先頭６桁のみの入力不可					
93	＊	ＮＡＣＣＳ用コード	CM2	an	1			M	C	M	M	M	M		M	C	C	M	M	M	M			（１）実行関税率表のＮＡＣＣＳ用コードを入力 （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合は、以下の通り入力 ①品目コードが９桁で入力された欄の場合は、必須入力 ②品目コードが６桁で入力された欄の場合は、入力不可 （３）以下の場合は、ＮＡＣＣＳ用に代り指定されたコードを入力 Ｘ：「関税率表等の分類の特例扱いについて」の限定により少額品目を一括して申告する場合（少額合算貨物） Ｙ：自国産品の再輸入貨物の場合 Ｅ：統計基本通達２１－２（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物に該当する場合 （４）申告等種別が「Ｙ」の場合は、「Ｘ」のみ入力可能					
94	＊	品名	CMN	an	40			F	F	F	F	F	F	輸入品目ＤＢ	F	M	F	F	F	F	F	輸入品目ＤＢ		（１）入力された品目コードが、システムに品名が特定できないものとして登録されている場合は、必須入力 （２）申告等種別「Ｙ」の場合は、輸入品目ＤＢから自動補完は行わない （３）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合で、品目コードが６桁で入力された欄の場合は、輸入品目ＤＢから自動補完は行わない					
95	＊	原産地コード	OR	an	2			M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M		国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁）	「ＪＰ」及び「ＺＹ」は入力不可				
96	＊	原産地証明書識別	ORS	an	1			M	X	M	M	M	M		M	X	X	M	M	M	M		原産地証明書識別コード	（１）入力方法は（本文）７．特記事項を参照 （２）原産地証明書提出猶予申請を併せて行う場合は、その旨を入力				
97	＊	数量（１）	QN1	n	12			C	C	C	C	C	C		C	X	C	C	C	C	C			（１）統計計上を要する品目、関税に従量税または選択税率が適用される品目または内国消費税等に従量税が課せられる品目の場合に、数量を入力 （２）統計用の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数点以下第２位まで入力可		○			
98	＊	数量単位コード（１）	QT1	an	4			M	M	M	M	M	M		M	X	M	M	M	M	M		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計計上単位に換算可能であること （２）自国産品の再輸入貨物の場合、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重量系の単位の入力があること					
99	＊	数量（２）	QN2	n	12			C	C	C	C	C	C		C	X	C	C	C	C	C			（１）統計計上を要する品目、関税に従量税または選択税率が適用される品目または内国消費税等に従量税が課せられる品目の場合に、数量を入力 （２）統計用の第１数量と第２数量の入力順は特定しない （３）小数点以下第２位まで入力可		○			
100	＊	数量単位コード（２）	QT2	an	4			M	M	M	M	M	M		M	X	M	M	M	M	M		数量単位コード	（１）統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計計上単位に換算可能であること （２）自国産品の再輸入貨物の場合、数量単位コード（１）または数量単位コード（２）に重量系の単位の入力があること					
101	＊	輸入貿易管理令別表コード	IT	an	4			C	C	C	－	C	C		C	X	C	C	－	C	C		輸入貿易管理令別表第二に該当する場合に、別表の番号をコードで入力	輸入貿易管理令別表第一または別表第二に該当する場合に、別表の番号をコードで入力				
102	＊	蔵置種別等コード	RG	an	1			C	X	X	X	C	C		X	X	X	X	X	C	X			（１）申告等種別「Ａ」の場合は、以下のいずれかを必須入力 Ｓ：蔵置 Ｍ：加工・製造 Ｄ：展示・使用 （２）申告等種別「Ｇ」の場合は、以下のいずれかを必須入力 １：建設用機器・資材 ２：展示物品 ３：販売物品・消費物品 ４：その他 （３）Ｓｅａ－ＮＡＣＣＳの場合で、製造場からの酒類の輸入申告等を行う場合は、「Ｌ」を入力					
103	＊	課税価格按分係数	BPR	n	18			C	M	C	C	C	C		C	X	M	C	C	C	C			（１）課税価格の総額を按分する場合の按分係数を入力 （２）１欄申告の場合は入力省略可 （３）１欄申告であっても価格按分による内取通関の場合入力 （４）小数点第２位まで入力可 （５）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合は、品目毎のインボイス価格を入力		○			
104	＊	運賃按分識別	FRS	an	1			C	X	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C			（１）複数欄の申告であり、かつ、入力された運賃を重量または容量で按分し他の欄の課税価格の計算に不算入とする場合に、その旨をコードで入力 （２）課税価格按分係数に入力がある場合は、入力不可 Ａ：運賃を重量按分する場合 Ｂ：運賃を容量按分する場合					
105	＊	ＦＯＢ通貨コード	FOB	an	3			X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英	本業務では入力不可				
106	＊	課税価格	DPR	n	18			C	X	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C			~~（１）手計算により算出した課税価格を入力する場合または無償の品目の場合ＦＯＢ価格を入力し、運賃特例扱いとする場合に入力~~ **（２）一般の品目について課税定率法第４条の６（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）に基づく運賃特例扱いをする場合は、当該品目欄について手計算により運賃特例扱いの運賃を加算して算出した課税価格を入力** ~~（２）~~**（３）**課税価格按分係数に入力がある場合は、入力不可 ~~（３）~~**（４）**~~課税価格を入力する場合は、~~小数点以下は、入力不可 ~~（４）ＦＯＢ価格を入力し、かつ、ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （５）ＦＯＢ価格を入力し、かつ、ＦＯＢ通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可 （６）~~**（５）**申告等種別「Ｙ」の場合で、「インボイス価格条件コード」欄に「ＦＯＢ」、「Ｃ＆Ｆ」、「Ｃ＆Ｉ」、「ＣＩＦ」以外の入力があった場合は、必須入力 ~~（７）~~**（６）**申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合で、輸入（引取）申告時に管理方式がシーリング方式の特恵税率または管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用された欄がある場合は、輸入（引取）申告時の関税課税価格を必須入力		○			
107	＊	関税減免税コード	RE	an	5			C	X	C	C	X	C		C	X	X	C	C	X	C		関税減免税コード	関税について、減税、免税、控除または軽減税率が適用される場合に関税減免税の種別をコードで入力				
108	＊	関税減税額	REG	n	11			C	X	C	C	X	C		C	X	X	C	C	X	C			関税減免税コードに減税または控除に対応するコードの入力がある場合に、関税の減税額または控除額を入力		○			
109	＊	内国消費税等種別コード	TX_	an	10	6		C	X	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C		内国消費税等種別コード	（１）内国消費税、地方消費税または特殊関税が課せられる場合に内国消費税等種別をコードで入力 （２）地方消費税が課税される場合は、消費税を入力することにより自動計算されるため、地方消費税の内国消費税種別コードは入力不可					
110	＊	内国消費税等減免税コード	TR_	an	3	＊		C	X	C	C	X	C	輸入関税減免税コードＤＢ	C	X	X	C	C	X	C	輸入関税減免税コードＤＢ	内国消費税等減免税コード	内国消費税等について、減税、免税、控除、未納税引取または石油石炭税の特例納付が適用される場合に、内国消費税等減免税の種別をコードで入力					
111	＊	内国消費税等減税等額	TG_	n	11	＊		C	X	C	C	X	C		C	X	X	C	C	X	C			内国消費税等減免税コードに減税または控除に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等の減税額または控除額を入力		○			